

奈良県告示第四百四十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
県営ほ場整備事業	平成二十三年三月八日	田原北地区 須山工区	平成二十二年 度から平成二十 二年度まで	平成二十二年三月 二十六日
県営ほ場整備事業	平成二十三年三月八日	田原北地区 上誓多林工区	平成二十二年 度から平成二十 二年度まで	平成二十二年三月 二十六日
県営ほ場整備事業	平成二十三年三月八日	田原北地区 中誓多林工区	平成二十二年 度から平成二十 二年度まで	平成二十二年三月 二十六日